

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年七月十六日

広島県知事 横 田 美 香

広島県規則第四十一号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和三十二年広島県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（申請書の様式及び申請等の方式） 第四条（略） 2（略） 一―四（略） 五 法第八条第一項の規定による診療所開設の届出 別記様式第十四号 六 法第八条第一項の規定による助産所開設の届出 別記様式第十五号 六の二 法第八条第二項の規定によるオンライ ン診療受診施設設置の届出 別記様式第十五号の二 七（略） 七の二 令第四条第四項の規定によるオンライ ン診療受診施設の設定届出事項の変更の 届出 別記様式第十二号の三 八（略） 八の二 法第八条の二第二項の規定によるオン ライン診療受診施設の休止又は再開の届 出 別記様式第十六号の二 八の三（略） 八の四 法第九条第一項の規定によるオンラ イン診療受診施設の廃止の届出 別記様式第十六号の三 九 法第九条第二項の規定による病院、診療 所又は助産所の開設者の死亡又は失踪の届 出 別記様式第十七号 九の二 法第九条第二項の規定によるオンラ イン診療受診施設の設定者の死亡又は失踪 の届出 別記様式第十七号の二 十―三十二（略） （申請書等の添付書類） 第五条（略） 一・二（略） 三 前条第二項第九号又は第九号の二の規定	（申請書の様式及び申請等の方式） 第四条（略） 2（略） 一―四（略） 五 法第八条の規定による診療所開設の届出 別記様式第十四号 六 法第八条の規定による助産所開設の届出 別記様式第十五号 七（略） 八（略） 八の二（略） 九 法第九条第二項の規定による病院、診療 所又は助産所の開設者の死亡又は失そ う の 届出 別記様式第十七号 十―三十二（略） （申請書等の添付書類） 第五条（略） 一・二（略） 三 前条第二項第九号の規定による届出書

による届出書
開設者又は設置者が、死亡又は失踪した
ことを証する書面及び開設者との続柄を示
した届出者の戸籍抄本
四一六（略）

開設者が、死亡又は失そうしたことを証
する書面及び開設者との続柄を示した届出
者の戸籍抄本
四一六（略）

別記様式第一号中

「

病院 開設許可申請書
診療所

手数料欄

」

を

「

手数料欄

病院 開設許可申請書
診療所

」

に改める。

別記様式第二号中

「

助産所 開設許可申請書

手数料欄

」

を

「

手数料欄

助産所 開設許可申請書

」

に改める。

別記様式第十二号の二の次に次の様式を加える。

様式第12号の3

オンライン診療受診施設設置届出事項変更届

年 月 日

広島県知事 様

設置者 住 所
氏 名

次のとおりオンライン診療受診施設の設置届出事項を変更しました。

名 称			
設 置 の 場 所			
変 更 し た 事 項	変 更 後	変 更 前	
変更した理由			
変更した年月日	年 月 日		

- 注 1 不用の文字は、消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第 13 号

病 院 診 療 所 開 設 届 助 産 所 (略)		
(略)		
助 産 所 嘱 託 医 療 機 関	(略)	(略)
オンライン診療の 実 施 の 有 無	有 ・ 無	
注 (略)		

様式第 14 号

診 療 所 開 設 届 (略)	
開 設 の 年 月 日	(略)
オンライン診療の 実 施 の 有 無	有 ・ 無
注 (略)	

改正前

様式第 13 号

病 院 診 療 所 開 設 届 助 産 所 (略)		
(略)		
助 産 所 嘱 託 医 療 機 関	(略)	(略)
注 (略)		

様式第 14 号

診 療 所 開 設 届 (略)	
開 設 の 年 月 日	(略)
注 (略)	

別記様式第十五号の次に次の様式を加える。

様式第15号の2

オンライン診療受診施設設置届

年 月 日

広島県知事 様

設置者 住 所
氏 名

次のとおりオンライン診療受診施設を設置しました。

名	称	
設 置 の 場 所	〒	電話番号
敷 地 の 面 積 及 び 平 面 図	(別紙の添付でも可)	
建物の構造概要及び平面図	(別紙の添付でも可)	
(法人の場合) 定款、寄付行為又は条例		
(法人の場合) 管理・運営責任者の氏名・連絡先		電話番号
設 置 年 月 日		

備考 車両を届け出る場合、それぞれの欄には以下の内容を記載することとする。

- (1) 「設置の場所」の欄については、当該車両が日常的に駐車している場所及び巡回
予定地区を記載すること。また、届出は巡回する地区を管轄する都道府県、保健所
設置市又は特別区に提出すること。
- (2) 「敷地の面積及び平面図」の欄については、記載が不要であること。
- (3) 「建物の構造概要及び平面図」の欄については、当該車両の車種・車名・車両番
号を記載すること。

注 1 不用の欄は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

別記様式第十六号の次に次の二様式を加える。

様式第 16 号の 2

オンライン診療受診施設
休 止
再 開 届

年 月 日

広島県知事 様

設置者 住 所
氏 名

次のとおりオンライン診療受診施設を
休 止
再 開 しました。

名 称		
設 置 の 場 所		〒 電話番号
休 止 年 月 日 再 開		
休 止 の 場 合	再 開 予 定 年 月 日	
	理 由	

注 1 不要の文字及び不要の欄は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

様式第 16 号の 3

オンライン診療受診施設廃止届

年 月 日

広島県知事 様

設置者 住 所
氏 名

次のとおりオンライン診療受診施設を廃止しました。

名 称	
設 置 の 場 所	〒 電話番号
廃 止 年 月 日	
廃 止 の 理 由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
様式第 17 号 病院 診療所 助産所 開設者 死亡届 <u>失踪</u> (略) 次のとおり 病院 診療所の開設者が死亡 助産所<u>失踪</u>しました。 (略) 死亡 <u>失踪</u>の年月日 (略) 注 (略)	様式第 17 号 病院 診療所 助産所 開設者 死亡届 <u>失そう</u> (略) 次のとおり 病院 診療所の開設者が死亡 助産所<u>失そう</u>しました。 (略) 死亡 <u>失そう</u>の年月日 (略) 注 (略)

別記様式第十七号の次に次の様式を加える。

様式第 17 号の 2

オンライン診療受診施設設置者 死 亡 届
失 踪

年 月 日

広島県知事 様

届出者 住 所
氏 名

次のとおりオンライン診療受診施設の設置者が 死 亡 しました。
失 踪

設 置 者	住 所	
	氏 名	
名 称		
設 置 の 場 所		
死 亡 の 年 月 日 失 踪		

- 注 1 不要の文字は、消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

別記様式第十八号中

「

病 院
診療所
助産所

構 造

設 備

検 査

申 請

書

手数料欄

」

を
「

手数料欄

病 院
診療所
助産所

構 造

設 備

検 査

申 請

書

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の医療法施行細則の様式で行っている届出その他の手続は、この規則による改正後の医療法施行細則の様式で行われた届出その他の手続とみなす。